

平成23年10月17日

各課長等

うきは市長 怡土康男

平成24年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 平成24年度予算編成方針

1. 総括的事項

東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの方の命と生活基盤をも奪った東日本大震災及び福島原発事故は、その復旧・復興に相当な期間と20兆円～30兆円の費用が必要ともいわれている。国は、この国難を乗り越え、一刻も早い復興の実現することを最優先事項として取り組んでおり、その財源として、現在、復興債、増税等の議論が行われている。

また、国と地方のあり方は、大きな転換期にあり、補助金の一括交付金化、義務付け・枠付けの見直しなど、地域主権改革に基づく基礎自治体への権限委譲が加速化している状況にある。さらに、少子・高齢化などの社会情勢の変化を踏まえた「社会保障と税の一体改革」の議論など、私たち地方公共団体は、今後、ますます責任ある行財政運営が求められてくることになる。

本市は、行政の効率化、財政基盤の強化を目指して合併し、8年目を迎えるようとしているが、この10年間で、本市の人口は約2,400人(7%)減少する一方で、65歳以上の人口は、約700人増加し、その人口に占める率は30%に達しようとしており、その率は年々上昇しているところであ

る。

本市の財政状況については、別表のとおりであるが、歳入については、税収が平成19年度の27.7億円から平成22年度は25.9億円と6.5%減少し、交付税への依存度が高くなっている。さらに、平成26年度には、合併特例による財政措置が終了となることから、そのことを見越した歳入の計画を立てていかなければならない状況にある。一方、歳出は、扶助費・公債費などの義務的経費が増大しており、今後、厳しい財政運営が求められることが予想される。

このような情勢の中で、本市としては、平成23年度から始まった第一次うきは市総合計画の後期計画に基づき、『行政と市民が協働して知恵を出し合い、「人と地域が支えあう21世紀のムラ社会」』を目指し、積極的な施策の展開を図ることとしている。

行政への需要は広範かつ多様化しているが、限られた財政の中で、後期計画の目標を実現するためには、緊急性、重要性が特に高い課題を定め、重点的に取り組む必要がある。

そこで、平成24年度においては、以下を特に重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

- 災害等から市民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を実現するまちづくり
- 保育所・小中学校等での子育て体制の整備、乳幼児相談の実施をはじめとする子育て支援の充実
- 高齢者や障がいのある人が、安心して暮らせる保健福祉の充実
- 健康で心豊かな暮らしのための「食育」の推進
- 地域産業の活性化に向けた、定住促進に繋がる企業誘致の推進と「うきは」のシンボルである「緑」をアピールした農商工観光業の振興
- 市民自らが参加する「協働のまちづくり」を目指した、地域自治組織の

確立に向けた取組の推進

なお、予算編成に当たっては、現下の社会・経済情勢や財政状況を踏まえ、

- ① 事業については、限られた財源で最大の効果を得るべく市民のニーズを踏まえた真に必要なものを、最大限の効率の上がる方法で実施すること
- ② 事務事業について、全般的な見直しを行い、財源の充実確保による財政の健全化
- ③ 税等の収入の確保、受益者負担の適正化等による財源の確保
- ④ 地域主権改革に関する、いわゆる「第1次一括法」と「第2次一括法」に十分対応可能なものとする
こととする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとする。

- (1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、确实かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。
- (2) 国・県補助金については、情報収集に努め、新たな事業を見込む場合、特に十分な利活用を行い、确实な額を計上すること。特に国の「一括交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。
- (3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画調整係・財政係との事前協議を行い、計上すること。
- (4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。
- (5) 広告収入、国内クレジット制度の活用、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。
- (6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに、全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度の当初要求額の95%を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 人件費については、職員給は、平成24年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、

単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。

- ② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

(物件費削減の具体例：

ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、公用車の使用を図ること。

エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。)

- ③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事係了解分についてのみを計上すること。(臨時職員等任用調書：人事係締め切り11月末日)
- ④ 維持補修費については、施設の維持補修を計画的に行うことによって、単年度の多大な負担を避けること。
- ⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨を鑑み、計上すること。
- ⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。
- ⑦ 補助費等については、本年度に行政改革推進委員会で行っている補助金見直しの趣旨に則し、これを上回ることはないこと。新規に補助金等を設ける場合は、特に留意すること。また、研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。
- ⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

- ① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を確保するとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。
- ② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。
- ③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。(起債事業

については、事前に財政協議のこと。)

④ 施設・設備の主なものについては、別途年次計画を作成の上、計上すること。

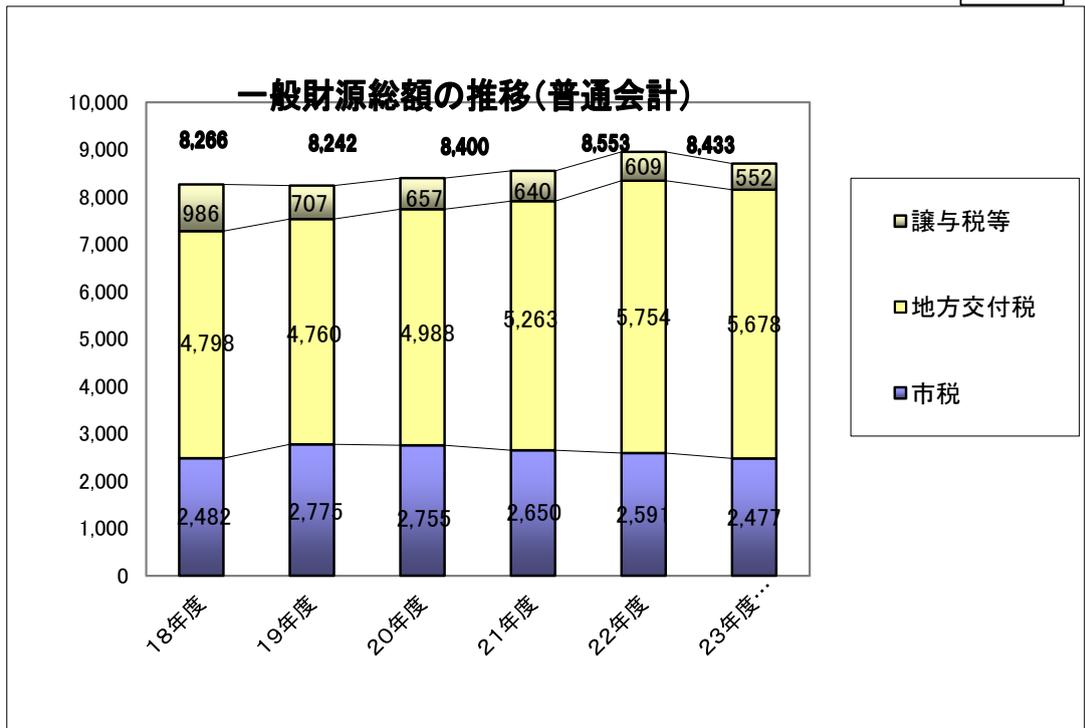
(例年計上している単独事業(営繕工事費等)については、平成23年度予算の一般財源を上限として要求すること。)

4. 債務負担行為

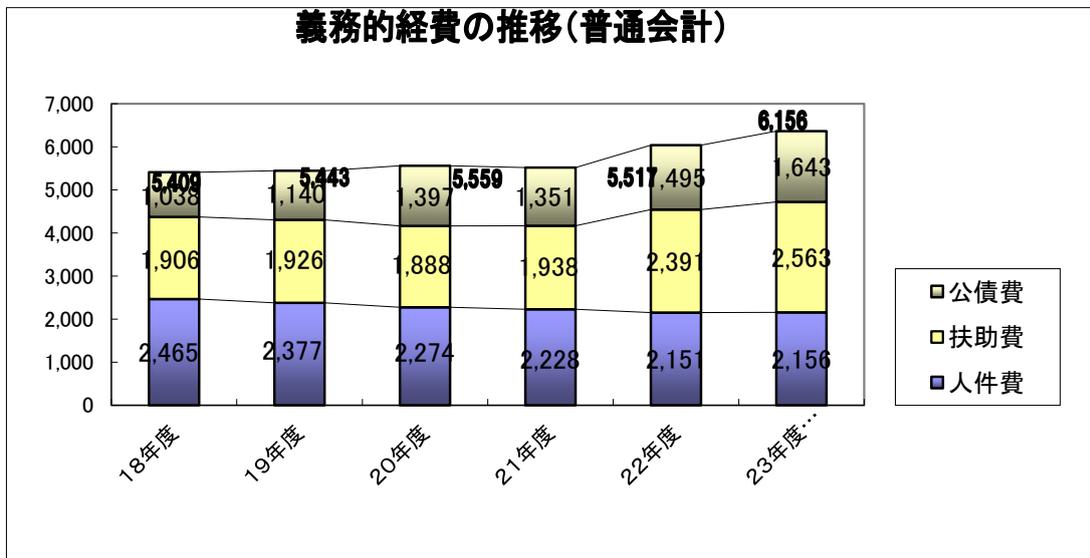
後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。

☆ うきは市決算の推移

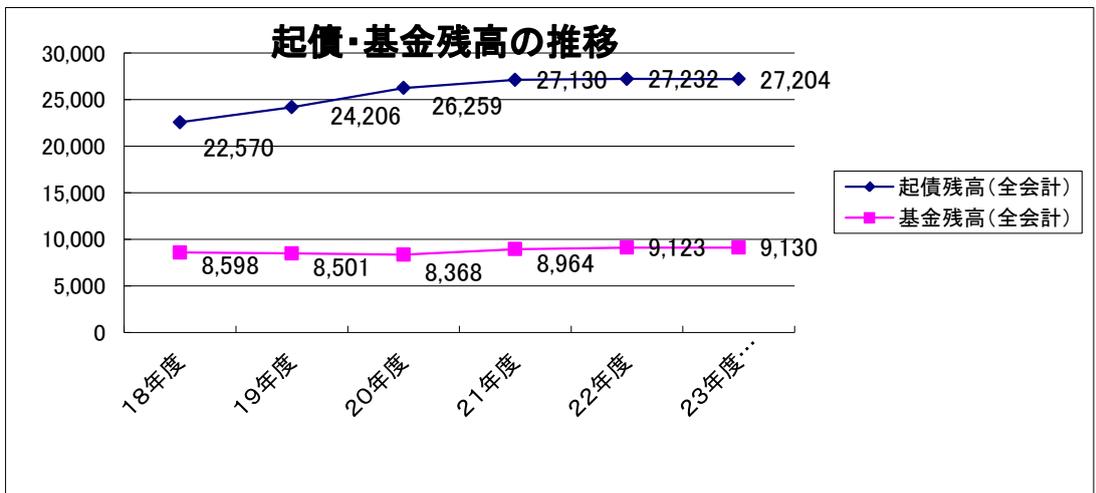
別表



(単位:百万円)



(単位:百万円)



(単位:百万円)